

さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（案）と その基本となる考え方について

1 和解に向けての今後の進め方

- (1) 区が健康対策として実施する内容については、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に規定いたします。
- (2) 「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」が決まり次第、希望される方は、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に規定する健康対策と同様の内容で協定を結びます。協定は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で結びます。（協定書は、要綱の内容が確定した後、作成します。）
- (3) 協定を希望されない方については、要綱が健康対策の実施内容を担保しますので、協定を結ばないことで不利益はありません。また、希望すれば、いつの時点でも協定を結ぶことは可能です。
- (4) 要綱や協定の策定後には、お見舞金と区長から改めてお詫びを申し上げます。
- (5) 『「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とその基本となる考え方』は要綱の条文について、区の基本的な考え方を明示したものです。要綱の条文だけでは規定した内容がわかりにくいこともあるため、要綱の内容を解釈する上での基本的な考え方をわかりやすく示しています。なお、この「基本的な考え方」も要綱と同様、区の正式な文書となります。

2 「要綱」の性質と健康対策内容の担保との関係について

- (1) 法的に「要綱」とは、行政が取り組む施策等の統一性を確保するために、行政内部で定められる事務処理の基準あるいは指針としての性質を持ちます。
- (2) こうした法的な性質から、「要綱は区の内部規定にすぎず、いつでも改正・廃止が可能です。そうした性質をもっているからこそ、明文化することで縛りをつける必要があると考えます。」との意見が過去に保護者の方から寄せられました。
- (3) そこで、今回、希望される場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で協定を結ぶこととしました。
- (4) 協定は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で署名・捺印することとなりますので、双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできません。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものですから、結果として、区は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできなくなります。なお、法律の名称や事務局組織が変わった場合などは、要綱に規定している法律名や組織名を改正する必要があります。そこで、要綱の改正を行うときは、区長は、事前に専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行うこと。さらに、①法改正に伴う引用条文と用語の変更、②組織改正に伴う組織名称の変更のみ、事務的に改正することができるようにしました。